

お支払例

《割賦》 設備価格1000万円(税込)の場合

期間	利率(年利)	《月賦》			《半年賦》		
		支払回数	1回の支払金額(注15)	支払総額	支払回数	1回の支払金額(注15)	支払総額
3年	1.8%	30回	333,000円+損料	10,322,275円	5回	2,000,000円+損料	10,360,000円
4年		42回	238,000円+損料	10,412,377円	7回	1,428,000円+損料	10,449,892円
5年		54回	185,000円+損料	10,502,089円	9回	1,111,000円+損料	10,539,964円
6年	1.9%	66回	151,000円+損料	10,623,638円	11回	909,000円+損料	10,664,950円
7年		78回	128,000円+損料	10,719,415円	13回	769,000円+損料	10,759,826円
8年		90回	111,000円+損料	10,814,678円	15回	666,000円+損料	10,854,335円
9年	2.0%	102回	98,000円+損料	10,957,962円	17回	588,000円+損料	10,999,680円
10年		114回	87,000円+損料	11,050,611円	19回	526,000円+損料	11,099,490円

《リース》 設備価格1000万円(税込)の場合

設備の法定耐用年数	リース期間	支払回数	月額リース料率	毎月のリース料	リース料総額
5年以下	3年	36回	2.955%	295,500円	10,638,000円
7年	4年	48回	2.261%	226,100円	10,852,800円
8年	5年	60回	1.837%	183,700円	11,022,000円
11年	6年	72回	1.562%	156,200円	11,246,400円
13年	7年	84回	1.362%	136,200円	11,440,800円
14年	8年	96回	1.208%	120,800円	11,596,800円
16年	9年	108回	1.093%	109,300円	11,804,400円
18年	10年	120回	0.998%	99,800円	11,976,000円

注15:元金支払にかかる端数は初回で調整します。損料とは次式に示す割賦損料(利息相当額)です。

割賦損料(月賦) = 元金残高 × 利率(年利) ÷ 12ヶ月
 割賦損料(半年賦) = 元金残高 × 利率(年利) ÷ 12ヶ月 × 6ヶ月

対象設備例

過去に利用のあった設備の例です。

土木・建築工事業 ●ブルドーザ ●ホイールローダ ●ショベルローダ ●クレーン車 ●コンクリートポンプ車 ●クレーン付トラック ●クローラードンプ ●ダンプトラック ●油圧ショベル ●建柱車 他	機械・金属製品製造業 ●(NC)旋盤 ●(NC)フライス盤 ●丸鋸盤 ●バンドソー ●パンダー ●プレスブレーキ ●溶接機(ロボット) ●タレットパンチプレス ●搬送設備 ●レーザー加工機 ●プラズマ加工機 ●ショットブラスト ●造形装置 ●測定装置 他	木材・木製品製造業 ●リッパ 機 ●棧積機 ●おが粉製造設備 ●乾燥設備 ●丸太運搬用各種重機 ●NCルーター ●パネルソー ●モルダー ●テノーナ ●プレス機 ●塗装用設備 ●(木屑)ボイラー ●ブリケットマシン ●集塵機 他
農水産品加工・食品製造業 ●冷凍・冷蔵設備 ●トンネルフリーザー ●製氷機 ●スライサー ●搬送設備 ●殺菌装置 ●トンネルオーブン ●コンベクションオーブン ●ゆで麺機 ●自動充てん機 ●自動計量機 ●自動包装機 ●自動選別機 ●X線検査装置 ●水処理設備 他	各種製造業 ●印刷機 ●製版機 ●CTP ●自動見当合せ機 ●大型カラープリンター ●自動製袋機 ●レーザー加工機 ●縫製用機器 ●砕石プラント・鉱工業用設備 ●自動倉庫 ●廃油再生設備 他	運輸業・倉庫業 ●保冷車 ●トレーラーヘッド ●ダンプ ●クレーン付トラック ●ミルクローリー ●各種特殊車両 ●観光バス ●冷凍・冷蔵設備 ●フォークリフト 他

●本 部 〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目2番地 経済センタービル9階
 Tel(代表):011-232-2001 / FAX:011-232-2011

●企業振興部金融支援G Tel(直通):011-232-2404

●道南支部 〒041-0801 函館市栢根町379 (北海道立工業技術センター内) Tel:0138-82-9089

●十勝支部 〒080-0013 帯広市西3条南9丁目1 (帯広商工会議所内) Tel:0155-67-4515

●釧根支部 〒085-0847 釧路市大町1丁目1-1 (釧路商工会議所内) Tel:0154-64-5563

●道北支部 〒078-8801 旭川市緑ヶ丘東1条3丁目1-6 (旭川リサーチセンター内) Tel:0166-68-2750

●日胆支部 〒050-0083 室蘭市東町4丁目28-1 (室蘭テクノセンター内) Tel:0143-47-6410

●林-ツ支 部 〒090-0023 北見市北3条東1丁目 (北見商工会議所内) Tel:0157-31-1123



本パンフレット記載の内容は予告なく変更する場合があります。また、本制度は予算満了に伴い予告なく申込受付を終了することがあります。

中小企業者向け設備貸与制度

設備投資のお手伝い

設備割賦販売
設備リース

**要件一部
改定しました!**
 ※割賦販売時の保証金5%へ引き下げ
 (貸与額50万円未満は免除)など

消費税増税に伴う
設備更新にも!!

割賦年率1.8%~2.0%(固定金利)
 会員向け利子補給制度利用で当初3年間 **年率0.8%(※)**

最長10年まで
対応可能
 (耐用年数範囲内)

信用保証料
不要

返済は
口座振替
に対応

※割賦3~5年返済の場合の適用金利となります。
 その他、優遇金利制度もございますので、お気軽にお問合せ下さい。

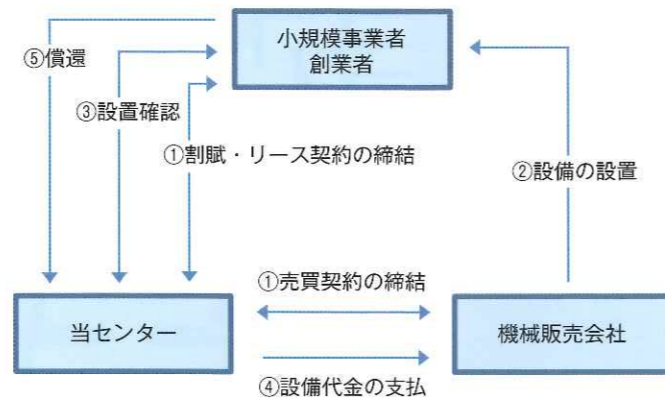


小規模企業者等設備貸与事業

制度の概要

独立行政法人中小企業基盤整備機構法（第15条第1項第3号イ）に基づく公的な設備貸与制度です。当センターが機械販売会社から機械装置等を購入し、申込企業に割賦販売またはリースします。

- **対象者** (1) 道内で事業を営む企業（原則全業種が対象（注1））
(2) 創業予定者（1ヶ月以内に事業開始又は2ヶ月以内に具体的な法人設立計画のある、事業を営んでいない個人）
- **従業員規模** 常時使用する従業員の数が50名以下（注2）
- **対象設備** 道内に設置する生産・加工などに供する機械装置等で新品のもの（注3）
- **限度額** 100万円～1億円



	割 賦	リ ー ス
支 払 期 間	最長10年（耐用年数以内、据置期間1年以内含）（注4）	3年～10年（耐用年数により異なります）（注5）
支 払 方 法	月賦または半年賦払（応答月の5日）	毎月払（毎月5日）
利 率（年）・リ ー ス 料 率（月）	1.8%～2.0%（注6）	0.998%（10年）～2.955%（3年）
保 証 金	設備購入価額の5%（貸与額5百万円未満は免除）	不要
前 納 金	設備購入価額の50%まで前納可能	不可
連 帯 保 証 人	原則代表者1名（個人事業主の場合、原則免除）	原則不要

- 注1：反社会的勢力への取扱はできません。NPO、協同組合、社会福祉法人、医療法人等は対象となりません。風営法規制業種など対象外となる業種があります。
- 注2：常時使用する従業員が21名以上（商業およびサービス業は6名以上）の場合、次の制限があります。
①（借入制限）信用金庫、信用組合、日本政策金融公庫国民生活事業部等を除く金融機関からの借入金残高合計が4億2000万円以下
②（利益制限）直近3年間の経常利益の平均額が3500万円以下
③（株主制限）発行株式等の1/3超を大企業が単独所有していない
- 注3：土地、建物、電気・配管工事、車両登録諸費用（諸税含む）、単体が10万円未満のもの、中古設備等は対象外となります。
- 注4：元金支払は、月賦は設備引渡後6ヶ月目から、半年賦は設備引渡後12ヶ月目からの開始となります。なお、初回元金支払前に一度利払日があります。
- 注5：設備の種類や使用形態等によっては、リースの取扱が出来ない場合があります。リース設備の所有権はリース期間満了後に移転しません。リース設備の継続利用を希望する場合は、1ヶ月分のリース料で1年間使用できる再リースを選択できます。車両・重機等はリースの取扱ができません。
- 注6：一定の条件に該当する企業については、基準金利より最大▲0.3%の引き下げ（優遇金利）が可能な場合がございます。詳しくは、当センターまでお問い合わせください。（注7）

制度のメリット

【センター会員向け利子補給制度】

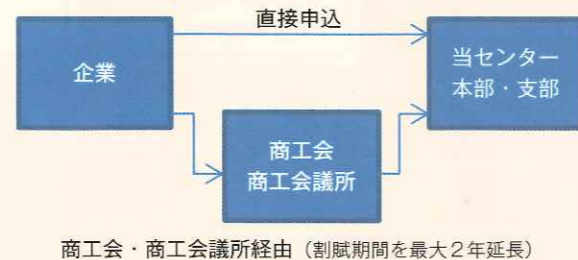
当センター独自の会員向け優遇制度です。当初3年間、一定金額を当センターが補給します。（注7）
割賦等の利用による当初3年間の支払利息が一定額以上の場合に、利子補給をする制度です。
当センターの会員向けサービスのため、非会員の場合は別途会員登録が必要です。
なお、会員に登録すると年会費が発生します。詳しくは、当センターまでお問い合わせください。

【割賦期間の2年延長について】

商工会または商工会議所経由でお申込み頂いた場合、割賦期間を最大2年延長できます（最長10年）。
例：法定耐用年数が5年の特殊車両を、支払期間7年の割賦で利用。

【その他】

金融機関からの借入枠外で設備資金を調達できます。
信用保証協会など外部保証負担はありません。
利用限度内であれば、同一年度に何度でもご利用いただけます。
支払開始まで最大1年の据置期間があります（割賦）。



注7：優遇金利適用および利子補給の額が年間予算に達した場合は、お申し込みを締め切ることがありますので、予めご承知おきください。

お申込手続き等

所定の申込書に必要な書類を添えて、センターまたは商工会・商工会議所経由でお申込みください。審査を経て結果をご連絡いたします（注8）。



- 注8：業績や納税等の状況により、申込を受理できない場合があります。
- 注9：申込内容によっては、別途書類をご提出いただく場合があります。なお、ご提出頂きました書類は返却いたしませんので予めご了承ください。
- 注10：通常、当センターの申込受理から決定まで1～2ヶ月程度の期間をいただいております。なお、審査の結果、ご希望に添えない場合があります。
- 注11：申請設備は、申込翌年度の6月までに設置できるものに限ります。設備の設置後は、当センター職員が設置確認を行います。
- 注12：割賦販売設備には契約者の負担にて損害保険を付保し、当センターを質権者とする質権設定契約をして頂きます。

「経営者保証に関するガイドライン」への対応について

本制度では、連帯保証人に関して「経営者保証に関するガイドライン」に基づいて取扱います。
申込企業並びにその経営者が「経営者保証の免除」を希望し、当センターが次の①～④の要件を全て満たすと認めた場合（⑤の要件を満たす場合は、③の要件については緩和されます）、経営者保証を免除します。（注13）

資格要件	必要書類等
① 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。 ② 法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えていない。 ③ 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。 ④ 法人から適時適切に財務状況等が提供されている。 ⑤ 経営者等から十分な物的担保の提供がある。	・ 法人と経営者の一体性の解消に関する確認書（注14） ・ 「中小企業の会計に関する指針」または「中小企業の会計に関する基本要領」の適用に関する確認書（注14） ・ 旧制度を含めて当センターとの契約取引が3年以上あり、定められた財務資料の提出が行われていること。

- 注13：「経営者」には、代表者以外に「役員」「実質的な経営権を有している者」「営業許可名義人」「経営者と共に事業に従事する当該経営者の配偶者」「経営者の健康上の理由のため保証人となる事業継承予定者」等を含みます。
「経営者保証の免除」に関する希望は、制度申込の際に確認します。なお、当センター資格審査の結果、ご希望にそえない場合があります。
経営者保証を免除した場合でも、将来において経営内容が基準を下回った場合などに保証や担保が必要となることがあります。
- 注14：公認会計士あるいは税理士による検証を要します。
申込受理は、「経営者保証の免除」を希望する場合、その必要書類提出完了をもって申込受理となります。